

アメリカ連邦倒産手続きにおける財務会計上の一考察

片 岡 泰 彦

I はじめに

わが国では、毎年、多くの企業倒産が続発している。ある企業は、法律外（任意整理）または法律上（民事再生、会社整理、会社更生等）の方法により再建を計り、またある企業は特別清算や破産によって経営を閉鎖するのである。

アメリカでも、毎年、多くの企業が倒産している¹⁾。アメリカでは、企業が財政上困難となり、支払不能に陥ったときは、連邦破産法上第11章の更生手続の申請によって、再建へと進むか、または第7章の清算手続の申立てにより、解散することとなる。

通常、企業会計は、継続企業（ゴーイング・コンサーン= going concern）を前提とする。しかし、企業が倒産の危機に直面した時、企業は継続企業のみならず、閉鎖企業（クイッティング・コンサーン= quitting concern）をも考慮する必要に迫られる。この閉鎖企業の前提による企業会計は、現在のわが国では十分検討されていないように思われる。

ここでは、主としてアメリカ連邦破産法上の会計手続を検討することにより、倒産企業の財務会計上の考察を試みる。

注

1) アメリカにおいて、2001年度の1年間に、企業及び個人がアメリカ連邦裁判所へ申請した破産件数は、149万2,129件であった。この数字は、前年の19%増であり、過去最高である。企業の破産申請件数は、4万99件と前年の13%増であった（日本経済新聞、2002年2月20日付）。

2001年に連邦破産法第11章を申請した大企業には、エンロン（総資産=628億ドル）、パシフィック・ガス・アンド・エレクトリック（215億ドル）、フィノーバー・グループ（141億ドル）等がある。特にエンロンは、大規模な粉飾決算が発覚し、このことはアメリカの会計原則、会計監査制度、コーポレート・ガバナンスにまで大きな影響を与えた。エンロンの監査法人であったアンダーセンも倒産し、アメリカの五大会計事務所は四大会計事務所へと変わった。

また、2002年に入ってからも、ナショナル・スチール、グローバル・クロッシング、Kマート等の大企業が、経営危機に陥り、連邦破産法第11章を申請している。

II アメリカ連邦破産法の歴史

1. 破産法の歴史

破産法の歴史は、かなり古くから見られる。古代ギリシャの時代、多額の債務者は、殺人犯及び窃盗犯と同様に、刑事上の罪を負ったのである。ソロン (Solon) は、返還を試みた後の残された債務は許されるべきだが、債務者とその相続人は市民権を剥奪すべきであると命じた¹⁾。最初のイギリス破産法 (the first English Bankruptcy Law) は、1542年に制定された。

この法律は、ある条件の下に、債権者のみが債務者に対して、破産行為 (bankruptcy action) を開始し、債務者の資産を回収し、分割することを目的としていた。もし、債務者が、債務を返済できない場合は、刑務所へ送られた。この1542年の法律は、貿易商にのみ適用されたが、1570年の改正で、商人が含まれることとなった。この法律は、刑事的な性質を有し、破産者を救済するものではなかった。イギリスでは1705年になり、破産者を解放するための規定が設けられた。

イギリスでは一般的であった債務者に対する刑罰的規定は、アメリカの植民地でも最初は一般に普及した。

しかし、やがて、アメリカでは連邦上の法律として、破産法を制定しようとする運動が起こってきた。一般的取引を規定する商取法が州単位であっても、債権と債務を規定する法律は、公平性を期するため、連邦法が望ましいと考えられたからである。

1787年8月29日、南カリフォルニアのチャールス・ピンクニー (Charles Pinckney) は、連邦議会に対し、破産に関する統一規定の設立を提案した。そして1787年9月の法案で、統一破産法を制定する権限が合衆国憲法第1章第8条 (Section 8 of Article 1) の中に規定された。

第1回目のアメリカ連邦破産法は、1800年に制定された。しかし、3年で廃止された。この法律は、貿易商、ブローカー、商人に適用され、自発的破産に対する規定はなかった。多くの金持ち及び有名人も、債権者に債務を返済できないという理由で、投獄された。

例えば、偉大な財政家であったロバート・モ里斯 (Robert Morris) は、1,200万ドルの借金の返済ができず、フィラデルフィアの刑務所に入れられたのである²⁾。

第2の連邦破産法は、1841年に制定された。この法律は、すべての債務者を対象とし、破産者救済の規定が含まれるに到った。これは1843年3月に廃止された。

第3の連邦破産法は、1867年に制定された。この法律は、個人のみならず法人も破産者として認められ、破産者の救済を主たる目的とするものであった。この法律には、和議 (composition) に関する規定が設けられたが、活用にまでは到らなかった。この法律は時間や費用がかかるという批判が多く、1878年には廃止された。

1898年に制定された連邦破産法では、破産手続がより改善され、債権者は管財人 (trustee) を選任できるようになった。

1929年、ウォール街に始まった大恐慌はアメリカのみならず、全世界をおおった。アメリカに

においては、成長発展してきた企業が大きな危機に直面した。大企業は、不完全な破産法ではなく、レシーヴァシップ（receivership=後で解説）の手続きを利用して再建への道を進んだ。しかし、中小企業にとってレシーヴァシップは、複雑かつ多額の費用がかかり、これを利用することは困難であった、そこで、中小企業にも利用できるような簡単で強力な更生制度への要求が高まってきた。これは経済的な問題だけでなく、社会政策上の問題へと発展して行った。

やがて、1934年、連邦破産法第8章に債務者救済法が付け加えられた。そして、その一環として「77条B」が会社更生に関する規定として新たに設けられた。この「77条B」は、レシーヴァシップの手続の欠陥を破産法上の立場から補おうとするものであった。しかし、この規定も、各方面から批判が唱えられ、再検討の必要が生じてきた³⁾。

そこで、1938年6月に破産会社と債務者救済の両方を目的とした法律が大幅に修正された。この破産法は、提案者ウォルター・チャンドラー（Walter Chandler）の名に因んでチャンドラー法（the Chandler Act）と呼ばれた。チャンドラー法は、通常の破産手続にも多くの改正を行ったが、特に注目すべきことは債務者救済法に大改正を行い、統一的法体系へと完成させたことである。

チャンドラー法は、15章からなるが、重要な章は、第8章の債務者救済法（Provisions for the Relief of Debtors）、第9章の未払地方税の和議（Composition of Indebtedness of Local Taxing Agencies）、第10章の会社更生（Corporate Reorganization）、第11章の債務整理（arrangement）等である。中でも第10章の会社更生法は、アメリカにおける大企業再建の大きな立役者となるのである。また、日本の会社更生法のモデルでもあった。

チャンドラー法制定後、40年近くたって、連邦破産法改正の気運が増大した。

そして、1978年、アメリカ合衆国第95回議会（95th Congress）は、新連邦破産法を成立させ、カーター大統領（President Carter）は、1978年11月6日に署名した。これにより、新法律の大部分は、1979年10月1日から有効となった。

1978年連邦破産法の主な内容は次の通りである⁴⁾。

第1章 総則（General Provisions）

第3章 手続管理（Case Administration）

第5章 債権者、債務者及び財団（Creditors, the Debtors, and the Estate）

第7章 清算（Liquidation）

第9章 自治体の債務調整（Adjustment of Debts of a Municipality）

第11章 更生（Reorganization）

第13章 定収ある個人の債務調整（Adjustment of Debts of an Individual with Regular Income）

第15章 連邦管財人（United States Trustee）

1984年7月、連邦議会は、「破産法改正及び連邦裁判官法」（the Bankruptcy Amendments and Federal Judgeship Act of 1984）を通過させた。この法律は、連邦裁判所制度と破産法のいくつかの規定を修正したのである。

さらに、1986年10月、連邦議会は、「破産裁判官、連邦管財人、そして家族農業者破産法」（the

Bankruptcy Judges, United States Trustee, and Family Farmer Bankruptcy Act of 1986) を成立させた。この法律は、破産裁判官と連邦管財人に関する規定を改正し、家族農業者破産法に関する規定を、第12章に設けた。そして第15章の連邦管財人の章は廃止された。ただし、連邦管財人に関する規定は、他のいくつかの章に挿入された。

そして、連邦議会は、1994年連邦破産法改正法 (the Bankruptcy Reform Act of 1994) を、1994年に成立させた。この改正の主な点は、9人からなる破産法調査委員会 (Bankruptcy Review Commission) を設けたことである。

この法律が、現行のアメリカ連邦破産法である。

その主な内容は次の通りである。

第1章 総則

第3章 手続管理

第5章 債権者、債務者及び財団

第7章 清算

第9章 自治体の債務調整

第11章 更生 (Reorganization)

第12章 定期的年収のある家族農業者の債務調整 (Adjustments of Debts of a Family Farmer with Regular Annual Income)

第13章 定収ある個人の債務調整

2. エクイティ・レシーヴァシップの歴史

アメリカにおける最初の大型破産は、鉄道会社で起った。鉄道会社は急速に発展し、1890年代の経済不況により財政上困難に陥った。しかし、1898年の連邦破産法の設立まで、アメリカでは鉄道会社のような大型倒産を救済する連邦法はなかった。したがって、財政上困難に陥った鉄道会社は、エクイティ・レシーヴァシップ (Equity receivership=衡平法上の収益管理人制度) の制度に救済を求めたのである⁵⁾。エクイティ・レシーヴァシップは、衡平裁判所 (courts of equity) 上発展した制度である。衡平裁判所において、裁判官は、指名したレシーヴァ (収益管理人) に衡平法上の力を与え、企業の資産を管理させるのである。最近まで、連邦裁判所は、刑務所制度 (prison system) を管理するために、このエクイティ・レシーヴァシップを使ってきたのである。連邦裁判所は、財政上困難となり支払不能に陥った企業の利害関係者の申立にもとづいて、一人または数人のレシーヴァを任命する。そしてレシーヴァは、連邦裁判所の監督の下に、清算手続によらないで、経営を継続させたまま財務整理を行うのである。すなわち、連邦裁判所は、衡平法 (エクイティ) 上の制度を利用して、困難に陥った企業を再建しようとしたのである。

レシーヴァは、企業の再建が可能と判断した場合、その可能性と再建の計画案を裁判所に報告する。そして計画案に従い、経営を続行させたまま、債権債務を整理し、賃貸借や売買の契約を更改し、必要な資本追加を行い、再建のために努力するのである。しかし、レシーヴァが、企業

の再建が不可能であると判断した場合は、その旨を裁判所へ報告する。裁判所は、レシーヴァシップを中止し、企業を解散させるのである。

レシーヴァシップにおいて、レシーヴァは次のような権限を有していた。

- (1) 破産の申立、強制執行等を阻止すること。
- (2) レシーヴァ証券を発行すること。(ただし公益事業に限定すること)
- (3) 弁護士、会計士等を依頼すること。
- (4) 報酬を請求すること。
- (5) 会社の経営権を有すること。

このエクイティ・レシーヴァシップは、アメリカにおいて企業の再建上、大きな役割を果たしたことは事実であったが、次のような欠陥があった⁶⁾。

- (1) 裁判所は、計画案について完全な支配権を有していなかった。
- (2) 少数反対者に対して、拘束する手段がなかった。
- (3) レシーヴァシップ申立裁判所管轄以外に、会社の資産がある場合は、その資産がある裁判所が、補助レシーヴァを選任しなければならなかった。
- (4) レシーヴァシップは、長期にわたる場合が多く、多くの費用を要したので、中小企業には不適であった。
- (5) 手続が複雑であった。

やがて、1934年の連邦破産法第8章に、債務者救済法が付け加えられ、「77条B」の会社更生規定にレシーヴァシップ手続の思考は採用された。

そして、1938年の連邦破産法（チャンドラー法）の第10章、さらには現行連邦破産法第11章の更生（Reorganization）に引き継がれて行くのである。

注

- 1) Grant W. Newton, *Bankruptcy and Insolvency Accounting, Practice and Procedure, Volume 1, Sixth Edition*, 2000, p.112.
- 2) Grant W. Newton, op.cit., p.113.
- 3) 拙稿「アメリカにおける『破綻会社再建会計』概観」大月短大論集第7号, 1976年, 95-96頁。
- 4) PUBLIC LAW 95-598-NOV.6, 1978, 95th Congress, TITLE 11-BANKRUPTCYの資料から引用した。
- 5) Mark J. Roe, *Corporate Reorganization and Bankruptcy, Legal and Financial Materials*, New York, 2000. p.7.
- 6) 拙稿、「前掲書」98頁。

III 企業の再建と清算

1. 意義

企業が財政上の困難に直面した場合、債権者への債務、株主の利益またはその両方を再構築す

る必要が生じてくる。また、財政上の困難さが厳しい時は、資産の売却や経営の終結を考えなければならない。

このような場合、企業は、2つの直面する問題に対し、選択の決断を迫られることとなる。

第1に、企業は清算をとるか再建をとるかである。

第2に、清算か再建かを、裁判外の方法で行うか裁判上の方法で行うかである¹⁾。

アメリカでは、現行連邦破産法第7章で清算規定が、第11章で更生規定が定められている。

通常の企業は、継続企業（ゴーイング・コンサーン=going concern）を前提とする。しかし財政上困難に陥り、清算か再建かの道の選択を迫られた時、企業は閉鎖企業（クイッティング・コンサーン=quitting concern）の概念も考慮の中に入れることとなる。アメリカでは、企業が財政上困難に陥った場合、インソルヴェンスィー（Insolvency）という言葉で表現する。

会計士及び財務上のアドバイザーは、このインソルヴェンスィーの技術的意味を十分理解しなければならない。なぜなら、彼等は企業が現在、インソルヴェンスィーかソルヴェンスィー（solvency）かどちらの立場にあるかを証明するために、重要な役割を果たさねばならないからである。このインソルヴェンスィーかソルヴェンスィーかによって、企業の将来が決定するのである。

このインソルヴェンスィーの言葉には、いくつかの解釈がある。

例えば、衡平法上では、インソルヴェンスィーは、企業が支払時の（未決済の）負債を返済する能力のない場合と解釈している。

これに対し、連邦破産法では、インソルヴェンスィーを企業の債務超過の場合と解する。すなわち、連邦破産法第101条の(32)で、インソルヴェント（Insolvent）を、「企業の負債が、企業の公平な価値の資産より大となる財政上の状態である。ただし、財産から次のものは除外する。(i) じやましたり、遅らせたりまたは債権者を騙す目的で、譲渡し、隠し、移した財産及び、(ii) 第522条により財団から除外できる財産」²⁾と規定している。

またアメリカ統一会社法（The Uniform Commercial Code）は、衡平法と連邦破産法両方の解釈を採用している。すなわち、インソルヴェントとは、負債を支払う能力のない場合、または連邦破産法の意味のどちらかを意味するとしている³⁾。

連邦破産法上、企業の公平な価値の資産（the fair value of the firm's assets）が負債を超える場合は、ソルヴェントとみなされる。この公平に評価した価値（the fair value）の意味は、会計学上極めて重要な意義を持つ。

ニュートンによると、この公平な価値の資産には、3つの方法がある。第1が公平なる市場価値（the fair market value）であり、第2が将来収益力価値（the future earning power of the business）である。そして第3が取得原価価値（original cost）である⁴⁾。公平な市場価値とは、売却価値を意味する。この定義は、清算を前提とする場合に採用される。そして将来収益力価値とは、企業を再建し、将来資産がどれだけの収益を産出するかを考え計算される方法である。この方法は破産法第11章の更生手続で採用される。1980年以後は、DCF法（割引キャッシュ・フロー法=Discounted

Cash-Flow Method) が、しばしば使われている。第3の取得原価価値も、再評価のための基礎的価値として重要である。

2. 連邦破産法第11章（更生）

財政上困難に陥り支払不能になった企業（債務者）は、この連邦破産法第11章の規定により、会社再建のため連邦裁判所へ更生の申請をすることができる。

この法律により、企業は解散することなく、企業の債権者と株主の権利と利益を修正するための計画に従って、経営を続行するのである。手続は、連邦破産法第11章の下に、自発的(voluntarily) または非自発的(involutarily) の申立により開始される。自発的申立とは、企業（債務者）自ら申立てる場合であり、非自発的申立とは、企業以外の者(例えば債権者)が申立てる場合である。

企業（債務者）は、自発的または非自発的とに関係なく、計画案を提出できる。この計画案の中で、企業は資産を所有し、経営を継続する。この場合、企業は占有継続債務者(a debtor-in-possession)と呼ばれる。債務者が計画案を提出しない場合、管財人、債権者、株主等は、計画案を提出することができる。かつて旧連邦破産法第10章の会社更生法(Corporate Reorganization Law)では、会社の有する負債が25万ドル以上の場合は、裁判所は必ず管財人(trustee)を選任し、25万ドル未満の場合には、管財人の選任は任意的であった。しかし、現在の第11章の更生(Reorganization)では、管財人の選任は任意とされている。そして、管財人が選任されない限り、債務者は経営権を失わず、財産処分権を有することとなる⁵⁾。

債務者(=企業)は、裁判所に対し、債権者名簿、財産目録、財務諸表等を提出しなければならない。

裁判所は、債務者の経営に問題がある場合(例えば粉飾決算等の詐欺的行為等)には、利害関係人または連邦管財人(United States Trustees)の申立によって、管財人の選任を命令しなければならない。選任された管財人は、原則として、企業の経営を継続させることとなる。

裁判所は、計画案を正当と認めるときは、これを認可する。その結果、債務者または管財人は、裁判所の監督の下に、計画を実行する。そしてすべての債権者は、この計画に従うこととなる。

3. 連邦破産法第7章（清算=Liquidation）

連邦破産法第7章の清算手続は、連邦破産裁判所(the federal bankruptcy court)への申請をもって始まる。財政上困難になり支払不能に陥った債務者(debtor、企業)は、裁判所に清算の申請をすることにより、所有の資産を換価・処分し、債権者に配当し、免責を受けるのである⁶⁾。

債務者自身による申立は、自発的申立(voluntary petition)と呼び、債務者以外の者、例えば債権者による申立は、非自発的申立(involutary petition)と呼ぶ。

清算の申立が、裁判所によって受理された場合、個々の債権者達は、債務者に対して、先取特権(lien)及びその他の法律的権利を行使できなくなる。清算手続の場合、管財人(trustee)が、

必ず選任される。裁判所は、まず仮管財人（interim trustee）を選任する。仮管財人は、管財人が選任されるまで、管財人としての仕事を遂行する。

管財人は、債務者の資産を所有し、それらを一定の期間に現金に換価する。そしてそれらの現金を、法律上の権利と優先権に従い、債務者へ配分するのである。通例、その現金ですべての債務者へ支払うのは不十分である。しかし、すべての所有する資産を、債権者へ配分した場合、債務者は解放される。すなわち、すべての存在する負債支払義務から自由となる。

清算手続が完了した時、債務者（企業）は、その存在を停止するのである⁷⁾。

注

- 1) Grant W. Newton, op. cit., p. 123.
- 2) Grant W. Newton, op. cit., p. 116.
- 3) Grant W. Newton, op. cit., p. 116.
- 4) Grant W. Newton, op. cit., p. 119.
- 5) 高木新二郎『アメリカ連邦倒産法』商事法務研究会、1996年、319頁。
- 6) Ronald Huefner, James Largay, Susan Hamlen, Advanced Financial Accounting, Seventh Edition, 2001, pp. 8-3.
- 7) Huefner, Largay, Hamlen, op. cit., pp. 8-3.

N ステートメント・オブ・アフェアズ (Statement of Affairs)

1. 意義

アメリカでは、企業が財政上困難に陥り、インソルヴェンスイーの可能性に直面した場合、破産法上第7章の清算か、または第11章の更生の道への選択を迫られることとなる。この清算か更生かの道を選ぶ重要な会計上の資料の一つとして、ステートメント・オブ・アフェアズ（Statement of Affairs）が作成される。

ステートメント・オブ・アフェアズは、倒産に直面した企業が、経営をストップして清算に移行するか、それとも経営再建を計ってフレッシュ・スタートするかを決定するための資料として、債権者の要求に従って、会計士が作成する財務表である。

この表は、ある一定の期日の企業の財政状態を表わす。しかも、企業の財務状態の分析及び債権者と債務者（企業）の財務上の相関関係を示す表である。

通常の貸借対照表が、ゴーイング・コンサーン（going concern）の基準で作成されるのに対し、ステートメント・オブ・アフェアズは、クイッティング・コンサーン（quitting concern）の観点から、貸借対照表を基礎に作成される。したがって「クイッティング・コンサーンの観点からの貸借対照表」（a statement of position from a quitting concern point of view）¹⁾と呼ばれることもある。

ステートメント・オブ・アフェアズも貸借対照表も、一定時点の企業の財政状態を示すという点では共通しているが、両者の間には次のような相違点がある。

- (1) 上述したように、貸借対照表は、継続企業を前提として作成されるが、ステートメント・オ

ブ・アフェアズは、閉鎖企業を前提として作成される。

- (2) 貸借対照表は、企業の資産及び負債を、流動及び固定で分類するのに対し、ステートメント・オブ・アフェアズは、担保付であるか否か、優先権があるか否かに分類する。
- (3) 貸借対照表における資産・負債の評価は、帳簿価額で計上するのに対し、ステートメント・オブ・アフェアズにおける資産・負債の評価は、見積換価額で計上される。この場合の資産の見積換価額は、使用価値を全く考慮せず、資産については売却価値を意味する。
- (4) 貸借対照表では、優先債務を負債総額の中に含めるが、ステートメント・オブ・アフェアズは無担保資産の見積換価額から控除する形式で示す。
- (5) 資本について、貸借対照表では、資産から負債を控除した株主持分に属する項目として計上されるが、ステートメント・オブ・アフェアズでは名目的に記入される。

ステートメント・オブ・アフェアズの日本語については、定説がない。財政実態表、財政状態計算書、破産開始特殊貸借対照表、閉鎖企業貸借対照表等の訳語が考えられるが、ここではそのままステートメント・オブ・アフェアズとした。

2. 形 式

ステートメント・オブ・アフェアズの形式は、左右または上下2つの側をもつ形式で、通例は左側に資産項目を、右側に負債及び資本項目を示す。

資産の部は次のように分類される。

- (1) 全額担保資産 (Assets Pledged with fully secured creditors)

全額担保資産とは、見積換価額が反対側の全額担保付債務額と同額以上の場合である。全額担保付資産の処分価額から全額担保付債務額を差引いた額が、無担保債権者へ支払われる。

全額担保資産とは、文字通り、全額担保の付いている資産である。

- (2) 一部担保資産 (Assets Pledged with partly secured creditors)

一部担保資産とは、一部担保付債務の担保目的であり、見積換価額が債務額以下の場合である。一部担保付債権者が、この担保物件を保有するときは、これを換価して自己の債権に充て、残りの債権額は無担保債権者と同格となる。

- (3) 無担保資産 (Free Assets)

無担保資産は、「自由資産」とも呼ばれ、破産債務の担保となっていない資産である。そして見積換価額の全額が、無担保債権者の配当に充てられる。

負債及び資本の部は次のように分類される。

- (1) 優先債権者または優先債務 (Creditors with Priority or Liabilities with Priority)

優先債権者は、元来無担保債権者であるが、諸資産の換価額の配当の際に優先権を与えられたもので、その債権は他の一般の無担保債権者に優先する。現行破産法第507条は、優先無担保債務として、管財費用、未払賃金、未払給料、未払保険料、未払税金他等を定めている。

無担保資産の換価額は、先ず優先権者への支払に充てられる。

- (2) 全額担保付債権者または全額担保付債務 (Fully Secured Creditors or Fully Secured Liabilities)
全額担保付債権者は、反対側の全額担保資産の換価額によって弁済される。したがって全額担保資産から差引く形式をとる。
- (3) 一部担保付債権者または一部担保付債務 (Partially Secured Creditors or Partially Secured Liabilities)
一部担保付債権者は、反対の一部担保資産に関連する。一部担保資産の見積換価額が、一部担保付債権者の額を超過する場合には、その超過額は無担保債権者に対する見積配当額を表わす。

- (4) 無担保債権者または無担保債務 (Unsecured Creditors or Unsecured Liabilities)
無担保債権者は、法律上の優先権がなく、債務支払を保証するための権利が設定されていない債務である。
- (5) 株主持分 (Stockholders' Equity)
全資産を換価し、すべての債権者へ支払った残高が株主に配当される。しかし、実際にはゼロの場合が多い。

3. 例題解説

ステートメント・オブ・アフェアズを理解するため、Beams, Brozovsky, Shouldersの“Advanced Accounting”所載の例題に若干の変更を加え、例題の解説を試みる²⁾。

ST株式会社は、財政上困難となり、自力の再建を断念し、連邦破産法上の第7章（清算）か第11章（更生）のどちらかの選択を余儀無くされた。そこで会計士K氏は、(第1図)の貸借対照表他等の資料を基にST株式会社のステートメント・オブ・アフェアズ(第3図)を作成した。

ST株式会社		(第1図)			
<u>貸借対照表</u>					
2004年8月1日					
現 金	3,000	買 掛 金	65,000		
有価証券	7,000	未払賃金	13,000		
売 掛 金	25,000	未払税金	2,000		
商 品	50,000	支払手形(銀行)	25,000		
前払費用	4,000	支払手形(業者)	5,000		
土 地	15,000	未払利息	7,000		
建 物	40,000	抵当権借入金	50,000		
備 品	30,000	資 本 金	200,000		
無形固定資産	6,000	欠 損 金	(187,000)		
	<u>180,000</u>		<u>180,000</u>		

上の貸借対照表における資産の見積処分価額による再評価額は、以下の通りである。

(第2図)

現 金	3,000
有価証券	7,000
売 掛 金	22,000
商 品	55,000
前払費用	0
土地及び建物	60,000
備 品	12,000
無形固定資産	0
	<u>159,000</u>

第2図の資産の再評価額に従い、次にステートメント・オブ・アフェアズを作成する。

ST株式会社
ステートメント・オブ・アフェアズ
2004年8月1日

(第3図)

帳簿 価額	資産の部	見積 換価額		無担保 債権者 への 配当額	帳簿 価額	負債・資本の部	担保付及 び優先債 権者	無担保 債権者
55,000	1. 全額担保資産 土地及び建物 (割)抵当権付借入金 支払利息	50,000	60,000	5,000	13,000 2,000	1. 優先債権者 未払資金 未払税金	13,000 2,000	
25,000	2. 一部担保資産 売掛金 (割)支払手形(銀行) 未払利息	25,000	22,000	0	50,000 5,000	2. 全額担保付債権者 抵当権付借入金 未払利息	50,000 5,000	
3,000	3. 無担保資産 現 金			3,000	25,000	3. 一部担保付債権者 支払手形(銀行) 未払利息	25,000 2,000	
7,000	7,000			7,000	2,000			
50,000	50,000			55,000				
4,000	4,000			0				
30,000	30,000			12,000				
6,000	6,000			0	65,000	4. 無担保債権者 買掛金 支払手形(業者)	65,000	
	合 計			82,000	5,000			
	(割)優先債権者 無担保債権者への見積 配当額			(15,000)		5. 株主持分 資 本 欠 損 金	5,000	
	見積不足額			67,000	200,000 (187,000)			
180,000				8,000				75,000
				75,000	180,000			

注

- 1) Grant W. Newton, op. cit., p. 545.
- 2) Floyd A. Beams, John A. Brozovsky, Craig D. Shoulders, Advanced Accounting, Seventh Edition, 2000, pp. 680-681.

V リアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメント (Realization and Liquidation Statement)

1. 意義

このリアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメントとは、連邦破産法上の管財人（トラスティー=trustee）が、更生手続（Reorganization）または清算手続（liquidation proceeding）の経過及び結果を表わす目的として作成される。したがって、訳語としては、管理経過一覧表、管理結果一覧表、換価資産弁済負債対照表、換価弁済対照表及び換価清算対照表等が考えられるが、換価弁済対照表が適語のように思われる。

元来、この表は、アメリカにおいて財政上困難に陥った企業とくに株式会社が起死回生をはかり、フレッシュ・スタートするために、裁判所が衡平法上のレシーヴァを選任した場合に、レシバーシップ継続中の毎期末またはレシーヴァシップの終結時に作成される特殊な表であった¹⁾。

リアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメント作成の際には、貸借対照表、損益計算書、現金収支表等が、同時に作成されるのが通例である。

2. 形式

アメリカで作成されるリアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメントは、次のような勘定形式を持つ。

(第4図) リアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメント	
処分すべき資産	処分済資産
取得した資産	未処分資産
弁済済負債	弁済すべき負債
未弁済負債	発生した負債
処分（または清算）利益	処分（または清算）損失
合 計	合 計

資産は、次のように分類される。

(1) 処分すべき資産 (Assets to be realized)

清算手続開始後、管財人（トラスティ）が会社から移管を受けた現金以外の全資産で、評価額は帳簿価額で記入される。

(2) 取得した資産 (Assets acquired)

清算手続開始後、新たに発見された資産項目である。

(3) 処分済資産 (Assets realized)

清算手続中、管財人が処分した資産である。

(4) 未処分資産 (Assets not realized)

清算手続終結時、またはリアリゼーション・アンド・リクイデーション作成時に、いまだ処分されていない資産である。

負債は、次のように分類される。

(1) 弁済済負債 (Liabilities liquidated)

清算手続中、管財によって弁済された負債項目である。

(2) 未弁済負債 (Liabilities not liquidated)

清算手続終結時またはリアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメント作成時に弁済されていない負債項目である。

(3) 弁済すべき負債 (Liabilities to be liquidated)

清算手続中、まず弁済すべき負債項目である。

(4) 発生した負債 (Liabilities incurred)

清算手続開始後、新たに発見された負債項目である。

(5) 処分後利益（または損失）(Gain or Loss on Realization)

3. 例題解説

リアリゼーション・アンド・リクイデーションを理解するため、Huefner, Largay and HamlenのAdvanced Financial Accounting所載の例題に若干の修正を加え、例題の解説を試みる²⁾。

S 株式会社は、財政状態が悪化し、支払不能となったので、連邦破産法第 7 章の清算の申請を、破産裁判所 (bankruptcy court) へ行い、3月31日に管財人 Y が選任された。管財人 Y は、経営を継続させたまま資産を処分し、負債を弁済する手続を遂行し、4月 1 日に清算手続を終結した。

S 株式会社の 3 月 31 日の貸借対照表、1 ヶ月間の取引手続結果後の 4 月 30 日のリアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメント、貸借対照表、欠損金明細表等を次に示す。

S 株式会社 (第 5 図)

貸借 対 照 表

2004年 3 月 31 日

現 金	1,000	買 掛 金	27,000
売 掛 金	6,000	未 払 貸 金	5,000
棚卸資産	11,000	支 払 手 形	40,000
備 品	35,000	株 主 持 分	(19,000)
	<hr/>		<hr/>
	53,000		53,000
	<hr/>		<hr/>

その後の 1 ヶ月間に次のような取引が発生したとする。

- (1) 売掛金 5,000 ドルのうち 3,300 ドルが現金で回収できたが、残りの 1,700 ドルは貸倒れとなった。
- (2) 商品 8,000 ドルを 6,400 ドルで売上げ、現金で受取った。

- (3) 備品7,000ドルを、12,000ドルで売上げ、現金で受取った。
- (4) 未払賃金5,000ドルを現金で支払った。
- (5) 管理費4,000ドルが発生した。
- (6) 買掛金5,400ドル、支払手形8,000ドルを現金で支払った。

上述の取引の仕訳を次に示す。

(1) (借)	{ 現 金 貸倒損失	3,000 1,700	(貸) 売 掛 金	5,000
(2) (借)	{ 現 金 商品売却損	6,400 1,600	(貸) 商 品	8,000
(3) (借)	現 金	12,000	(貸) { 備 品 固定資産売却益	7,000 5,000
(4) (借)	未払賃金	5,000	(貸) 現 金	5,000
(5) (借)	管 理 費	4,000	(貸) 未払費用	4,000
(6) (借)	{ 買 掛 金 支払手形	5,400 8,000	(貸) 現 金	13,400

次に4月30日におけるリアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメントを作成している。

S株式会社
リアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメント
2004年3月31日～4月30日

(第6図)

処分すべき資産		処分済資産	
売掛金	6,000	売掛金	3,300
商 品	11,000	商 品	6,400
備 品	35,000	備 品	12,000
取得した資産	0	未処分資産	21,700
弁済済負債		売掛金	1,000
買掛金	5,400	商 品	3,000
未払賃金	5,000	備 品	28,000
支払手形	8,000	弁済すべき負債	32,000
未弁済負債		買掛金	27,000
買掛金	21,600	未払賃金	5,000
支払手形	32,000	支払手形	40,000
未払賃金	4,000	発生した負債	72,000
処分後利益	5,000	未払費用	4,000
合 計	133,000	処分後損失	3,300
			133,000

次に4月30日の貸借対照表と欠損金明細表を作成する。

S 株式会社		(第7図)			
<u>貸借対照表</u>					
2004年4月30日					
現 金	4,300	買 掛 金	21,600		
売 掛 金	1,000	支 払 手 形	32,000		
商 品	3,000	未 払 費 用	4,000		
備 品	28,000	欠 損 金	(21,300)		
	<u>36,300</u>		<u>36,300</u>		

S 株式会社		(第8図)
<u>欠損金明細表</u>		
2004年4月30日		
処分後利益		5,000
処分後損失	3,300	
管 理 費	<u>4,000</u>	<u>-7,300</u>
欠損金増加額		(2,300)
欠損金(3月31日)		(19,000)
欠損金(4月30日)		<u>(21,300)</u>

注

- 1) Huefner, Largay, Hamlen, op. cit., pp. 8-10.
- 2) Huefner, Largay, Hamlen, op. cit., p. 8-15.~p. 8-18.

VI 更生手続例題解説

連邦破産法第11章の会社更生に基づく会計手続を理解するため、1つの簡単な例題を作成する。ここでは、Boatsmen, Griffin, VickreyそしてWilliamsのAdvanced Accountingに所載の例題を参照して解説を試みた¹⁾。

株式会社YKは、経営上の手違いのため多額の欠損金を計上し、財政上困難に陥った。そこで、2005年4月1日に、アメリカ連邦破産裁判所に連邦破産法第11章（更生）の適用を申請し、受理された。

そして裁判所は、更生管財人（trustee）としてAを選任した。

YK株式会社の2005年3月31日の貸借対照表は、次の通りである。

YK株式会社 (第9図)

貸借対照表

2005年3月31日

現 金	600	貸倒引当金	400
売掛金	4,000	減価償却累計額	2,000
受取手形	5,800	買掛金	21,000
商品	18,000	資本金	40,000
備品・建物	24,000	欠損金	(8,400)
その他の資産	2,600		
	<u>55,000</u>		<u>55,000</u>

YK株式会社の4月1日から6月30日までの取引は、次の通りである。

- (1) 会社のすべての資産及び負債等を更生管財人Aへ移管する。
- (2) 商品40,000ドルを、掛で新たに仕入れる。
- (3) 商品を73,000ドルで売上げる。うち4,000ドルは現金で受取り、残りは掛とした。
- (4) 次の資産を現金にする。

受取手形	4,800ドル
売掛金（旧）	2,100ドル
売掛金（新）	51,000ドル

- (5) 次の負債が管財人によって支払われる。

買掛金（旧）	16,000ドル	管理費	2,500ドル
買掛金（新）	34,000ドル	管財人報酬	1,000ドル

- (6) 管財人の帳簿で、6月30日に次のごとき整理記入を行う。

減価償却費	1,200ドル
貸倒引当金（旧）	950ドル
貸倒引当金（新）	1,600ドル
受取手形	1,000ドル
売掛金（旧）	400ドル

- (7) 6月30日に、16,000ドルの商品が売れ残った。

管財人Aの4月1日から6月30日までの仕訳記入は、次の通りである。

(1) (借)	現 金	600	(貸)	貸倒引当金	400
	売掛金（旧）	4,000		減価償却累計額	2,000
	商品（4/1）	18,000		YK株式会社	52,600
	備品・建物	24,000			
	その他資産	2,600			
(2) (借)	仕 入	40,000	(貸)	買掛金（新）	40,000

(3) (借)	{ 現 金 売掛金 (新)	4,000 69,000	(貸) 売 上	73,000
(4) (借)	現 金	57,900	(貸) { 受取手形 売掛金 (旧) 売掛金 (新)	4,800 2,100 51,000
(5) (借)	{ 買掛金 (新) YK株式会社 管 理 費 管財人報酬	34,000 16,000 2,500 1,000	(貸) 現 金	53,500
(6) (借)	{ 減価償却費 貸倒損失	1,200 2,550	(貸) { 減価償却累計額 貸倒引当金 (旧) 貸倒引当金 (新)	1,200 950 1,600
	(借) { 貸倒損失 貸倒引当金 (旧)	1,000 400	(貸) { 受取手形 売掛金 (旧)	1,000 400
(7) (借)	{ 売 上 商品 (6/30)	73,000 16,000	(貸) { 商 品 仕 入 管 理 費 管財人報酬 貸倒損失 減価償却費 純 利 益	18,000 40,000 2,500 1,000 3,550 1,200 22,750
	(借) 純 利 益	22,750	(貸) YK株式会社	22,750

YK株式会社の4月1日から6月30日までの仕訳記入は、次の通りである。

(1) (借)	{ 管財人A 貸倒引当金 減価償却累計額	52,600 400 2,000	(貸)	現 金 売 掛 金 受取手形 商 品 備品・建物 その他の資産	600 4,000 5,800 18,000 24,000 2,600
(2)	仕訳なし				
(3)	仕訳なし				
(4)	仕訳なし				
(5) (借)	買 掛 金	16,000	(貸) 管財人A	16,000	
(6)	仕訳なし				

(7) (借) 管財人A	22,750	(貸) 純利益	22,750
(借) 純利益	22,750	(貸) 剰余金	22,750

YK株式会社と管財人Aの会計帳簿を連結した精算表は、次の通りである。

**YK株式会社
貸借対照表**

(第10図)

2005年6月30日

	管財人A	YK株式会社	修正記入		損益計算書	貸借対照表
			借 方	貸 方		
現 金	9,000					9,000
売掛金(旧)	1,500					1,500
売掛金(新)	18,000					18,000
商 品(4/1)	18,000				18,000	
備品・建物	24,000					24,000
その他の資産	2,600					2,600
仕 入	40,000				40,000	
管 理 費	2,500				2,500	
管財人報酬	1,000				1,000	
減価償却費	1,200				1,200	
貸倒損失	3,550				3,550	
管財人A		36,600				
	121,350	36,600				
商 品(6/30)	16,000					16,000
純 利 益					22,750	
					89,000	71,100
貸倒引当金(旧)	950					950
貸倒引当金(新)	1,600					1,600
減価償却累計額	3,200					3,200
買 掛 金		5,000				5,000
買 掛 金	6,000					6,000
資 本 金		40,000				40,000
欠 損 金		(8,400)				(8,400)
売 上	73,000				73,000	
YK株式会社	36,600		(1)36,600			
	121,350	36,600				
商 品(6/30)	16,000				16,000	
純 利 益					22,750	
					36,600	71,100
					89,000	
						71,100

上述の会社更生手続の経過と結果を明確にするために、リアリゼーション・アンド・リサイクレーション・ステートメントを作成すると次のようになる。

(第11図)

YK株式会社 リアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメント			
2005年4月1日 至2005年6月30日			
処分すべき資産		弁済すべき負債	
売掛金（旧）	4,000	買掛金（旧）	21,000
貸倒引当金	(400)	発生した負債	
受取手形		買掛金（新）	40,000
商 品	5,800	発生収益	
備品・建物	18,000	売 上	73,000
減価償却累計額	(2,000)	処分済資産	
その他資産	22,000	売掛金（旧）	2,100
取得した資産	2,600	売掛金（新）	51,000
売掛金（新）	69,000	支払手形	4,800
発生費用		未処分資産	
仕 入	40,000	売掛金（旧）	1,500
管 理 費	2,500	貸倒引当金	(950) 550
管財人報酬	1,000	売掛金（新）	18,000
弁済済負債		貸倒引当金	(1,600) 16,400
買掛金（旧）	16,000	商 品	16,000
買掛金（新）	34,000	備品・建物	24,000
未弁済負債		減価償却累計額	(3,200) 20,800
買掛金（旧）	5,000	その他の資産	2,600
買掛金（新）	6,000		
純 利 益	22,750		
	<u>248,250</u>		<u>248,250</u>

6月30日におけるYK株式会社の貸借対照表を次に作成する。3月31日の欠損金は消失し、純利益が計上され、悪化した経営が健全な道を進み始めたことになる。

YK株式会社

(第12図)

貸 借 対 照 表

2005年6月30日

現 金	9,000	買 掛 金	11,000
売 掛 金	19,500	貸倒引当金	2,550
商 品	16,000	減価償却累計額	3,200
備品・建物	24,000	資 本 金	40,000
その他の資産	2,600	純 利 益	14,350
	<u>71,100</u>		<u>71,100</u>

注

1) Boatsman, Griffin, Vickrey, Williams, Advanced Accounting, Seventh Edition, 1994, pp. 859-865.

VII あとがき

アメリカ連邦破産法は、長い歴史を有している。

それは債務者の懲戒から、債務者救済への歴史であり、会社再建への目標を目指すものであった。特に、1938年のチャンドラー法第10章の会社更生（コーポレート・レオーガニゼーション）は、わが国の会社更生法（1952年制定）の基礎をなすものである。それ以前のわが国の破産法及び和議法（1999年12月に民事再生法へ移行した）は、ドイツ法系に属していたので、倒産に関する法律は、ドイツ法とアメリカ法の並列となっている。

現在、アメリカでは、債務者すなわち企業が財政上困難となり、支払不能に陥ったときは、連邦破産法第11章の更生手続の申請を行い、会社再建への道を進むか、第7章の清算手続の申請を行い、解散への道を辿ることとなる。

この際、会計は重要な役割を果たすのである。特に、更生か清算かの判断時、及び更生手続中または清算手続の経過と結果を明確にする上で重要である。

企業の更生か清算かの意思決定の手段に採用されるものとして、ステートメント・オブ・アフェアズがあり、更生手続または清算手続の経過と結果を表わすものとしてリアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメントがある。

ステートメント・オブ・アフェアズは、支払不能に陥った企業の財政状態を示した表であり、リアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメントは、更生手続または清算手続期間中の財務事実を総括した表であり、この二つの表は、わが国では必ずしも十分に紹介されていない。

アメリカはもちろん、わが国でも、近年、支払不能となり、倒産する企業が増加している。今後とも、倒産企業での会計が果たす役割の重要性は増大して行くのである。

主要参考文献

Huefner, Largay, Hamlen, Advanced Financial Accounting, Seventh Edition, 2001.

Beams, Brozovsky, Shoulders, Advanced Accounting, Seventh Edition, 2000.

Hoyle, Schaefer, Doupnik, Advanced Accounting, Fifth Edition, 1998.

Boatsman, Griffin, Vickrey, Williams, Advanced Accounting, Seventh Edition, 1994.

Mark J. Roe, Corporate Reorganization and Bankruptcy, Legal and Financial Materials, University Casebook Series, 2000.

Grant W. Newton, Bankruptcy and Insolvency Accounting, Volume One, Volume Two, Sixth Edition, 2000.

高木新二郎『アメリカ連邦倒産法』An Overview of United States Bankruptcy Law, 商事法務研究会, 1996

年。

拙著『会社再建会計』中央経済社, 1989年10月。

拙著『会社特殊会計』白桃書房, 2000年11月。

拙稿「倒産の会計学」日本公認会計士協会誌「会計ジャーナル」第10巻第5号, 1978年5月。

拙稿「アメリカにおける『破綻会社再建会計』概観」大月短大論集第7号, 創立二十周年記念論文集, 1976年。

拙稿「会社更生手続における会計学の一考察」産業經理協會「産業經理」VOL. 55, NO. 2, 1995年7月。

拙稿「アメリカにおける『コーポレート・リオーガニゼーション』会計概観」日本会計学会編集「会計」森山書店, 第101巻3月号, 1972年3月。

拙稿「アメリカにおける『リアリゼーション・アンド・リクイデーション・ステートメント』概観」日本会計学会編集「会計」森山書店, 第102巻12月号, 1972年12月。

拙稿「アメリカにおける『ステートメント・オブ・アッフェアズ』概要」日本会計学会編集「会計」森山書店, 第107巻1月号, 1975年1月。

拙稿「アメリカにおけるリシーヴァシップ会計概論」日本会計学会編集「会計」森山書店, 第99巻6月号, 1971年6月。